林材業ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト実施要綱

１　趣旨

当協会においては、平成２７年２月１日から平成２７年１２月３１日まで「林材業ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト２０１５実施要綱」により、「転倒災害」の防止対策を重点的に取り組んできた。

その結果、休業４日以上の死傷災害は、林業において前年比（昨年１１月末時点）で１．１％の微増となったが、木材製造業において１．５％の減少となったことから、木材製造業においては一定の成果が得られたところである。しかしながら、昨年１２月末時点の死亡労働災害は林業が３７件、木材製造業は７件発生しており、林材業労働災害防止計画（５カ年計画）では平成２９年までに林業は３１件、木材製造業は５件に減少させることを目標としおり、更なる取組が必要となっている。

林業における伐木作業、集造材作業及び下刈り作業などは、足元が不安定な傾斜地での作業となることから転倒により重篤な災害に結びつくこと、更に、木材製造業においては、職場環境の整備や作業手順の見直し等により転倒災害を撲滅させることが可能なことから、職場の安全意識を高め、林材業の転倒災害の撲滅を図ることを目的として「林材業ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト２０１５実施要綱」を発展・継続させ「林材業ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト実施要綱」として実施することとした。

２　実施期間

平成２８年２月１日から平成２８年１２月３１日までとする。

なお、プロジェクトの実効を上げるため、転倒災害が多発する２月、全国安全週間の準備月間である６月を重点取組期間とする。

３　主唱者

林業・木材製造業労働災害防止協会

４　実施者

林業・木材製造業労働災害防止協会本部・支部(分会)及び会員事業場事業主
林業及び木材製造業団体加入の会員事業場事業主

５　林業・木材製造業労働災害防止協会本部の実施事項

(1)　月刊情報誌「林材安全」、ホームページ等による広報周知
(2)　都道府県支部を通じ、会員事業場への周知と指導・助言
(3)　リーフレットの制作と会員事業場への配付

６　林材業関係団体の実施事項

(1)　会報、ホームページ等による広報周知
(2)　会員事業場事業主に対して、転倒災害の防止を図るための指導・助言

7　林業・木材製造業労働災害防止協会支部（分会）の実施事項

(1)　別添通知文を会員事業場へ周知するとともに転倒災害防止対策の指導・助言

(2)　労働基準行政機関と合同で安全パトロールを積極的に行い、チェックリストを活用した事業場への指導

(3)　各種会議、集団指導会、講習会等の機会を通じて本要綱を周知

8　会員事業場の実施事項

(1)　重点取組期間に実施する事項

①　２月の実施事項

ア　安全の担当者(安全推進者)が参画する場(安全委員会等)における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議

イ　チェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視を通じた、職場環境の改善や作業者の意識啓発

②　６月の実施事項

職場巡視等により、転倒災害防止対策の実施(定着)状況の確認

(2)　共通事項

①　４Ｓ(整理、整頓、清掃、清潔)の徹底

②　転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進

③　作業内容に適した防滑靴の着用を推進

④　定期的な職場点検、巡視の実施

⑤　転倒予防体操の励行

(3)　冬期における転倒災害防止対策として気象情報の活用によるリスクの低減の実施

①　気象情報活用によるリスク低減の実施

ア　大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握

イ　気象状況に応じた作業の見直し

ウ　警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知

②　通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底

ア　屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保

イ　屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成及び関係者への周知

(4)　林業における取組事項

①　裾締まりのよい長ズボン、スパイク付地下足袋又はスパイク付安全靴を着用

②　作業地までの通い道は、必要に応じて階段、丸木橋を設置するとともに、転落のおそれのある箇所はロープ、柵などを設置

③　急傾斜で転倒及び滑落のおそれがある作業地では、転落防止柵又は安全帯を使用

④　チェーンソーによる伐木作業の場合、退避場所及び退避路の支障となるかん木等を事前に取り除く

⑤　チェーンソーによる枝払い作業の場合、足場を確保してから作業に着手することとし、材の上での枝払い作業は行わない

⑥　チェーンソーによる玉切り作業の場合、足下が不安定な場所では行わない

(5)　木材製造業における取組事項

①　作業通路は白ペンキで表示し、通路の段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消通路上に物を置かない

②　危険箇所は黄色ペンキ等で表示し、危険の「見える化」を推進

③　木材加工用機械作業は十分な明るさ（照度）を確保

④　必要に応じて階段、スロープ等に手すりや滑り止めの設置

⑤　事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場の凍結防止策の実施